

## 「動機の錯誤」に係る規定の新設に関する意見書

法制審議会民法（債権関係）部会 2014年4月30日

部会幹事 山本敬三

法制審議会民法（債権関係）部会資料76A（以下では「部会資料76A」という。）第1「錯誤」2「動機の錯誤」に係る規定の新設について、以下のとおり、意見を述べる。

### 1. 判例の状況のまとめ

その前提として、筆者が第86回会議に提出した筆者の参考資料「動機の錯誤に関する裁判例の状況」（以下では「第86回会議提出資料」という。）の骨子をまとめておく。

それによると、「動機の錯誤」に関する従来の裁判例は、動機が「法律行為の内容」になったか否かにより錯誤無効の成否が判断されていると考えられるもの（「法律行為の内容型」）と、相手方の態様により錯誤無効の成否が判断されていると考えられるもの（「相手方の態様型」）に分かれる。

#### 1) 法律行為の内容型

法律行為の内容型は、さらに、性質に関する錯誤（「性質錯誤」）と前提に関する錯誤（「前提錯誤」）に分かれる。

##### (1) 性質錯誤

このうち、性質錯誤については、目的物が持つべき具体的な性質は当然に「法律行為の内容」となるわけではないことから、それぞれの性質が特に「法律行為の内容」とされたとみることができる事情が必要とされている。従来の裁判例によると、性質について明示的な合意がされる場合のほか、その種の目的物について当然に備わっていることが予定される性質や、締結過程における当事者の表示や対価の定め等から契約上予定されていると評価される性質が「法律行為の内容」となるとされているとみることができる。

##### (2) 前提錯誤

次に、前提錯誤については、制度の構造的な前提に関する錯誤とそのようなものにはあたらない個別的な前提に関する錯誤を区別することができる。

このうち、制度の構造的な前提に関する錯誤については、従来の裁判例によると、動機が（少なくとも黙示に）表示されたとして錯誤無効が認められている。しかし、そのような構造的な前提は、表示されている場合はもちろん、特に表示されていない場合でも、「法律行為の内容」を構成しているとみることができる。

これに対し、個別的な前提に関する錯誤については、そのような前提が当然に「法律行為の内容」を構成するとはいえないため、特に「法律行為の内容」とされたとみることができる事情が必要とされている。例えば、締結の経緯等からみて一定の前提が備わることが共通了解となっていることや、一定の前提を備えていることを予定した代金額が合意されていること、契約の目的について特に合意されたり、その目的を実現するために必要な事柄が特に合意されたりしていることなどが、決め手とされているとみること

とができる。

## 2) 相手方の態様型

相手方の態様型は、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合（「惹起型」）と相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合（「利用型」）に分かれる。

### (1) 惹起型

#### (ア) 不実表示型

相手方が表意者の動機の錯誤を惹起する場合の多くは、そのような動機の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されている（「不実表示型」）。従来の裁判例をみると、消費者契約等のように、表意者と相手方との間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合だけでなく、そのような構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合にも、錯誤無効を認めるものがかかり存在する。

その際、「法律行為の内容」になっていることを理由とするものもあるが、多くの裁判例では、表意者の側が動機を（少なくとも黙示的に）表示しているという理由で無効が認められている。しかし、この場合、表意者は、相手方の誤った表示によって動機の錯誤に陥っているのだから、そのような相手方に対して表意者が動機を表示したことを問題にするのは、不自然である。実際には、相手方の誤った表示により、表意者に動機の錯誤を惹起したことが、錯誤無効を認める決め手になっているとみるべきだろう。

### (イ) 誘導型

このほか、相手方が誤った表示をしたというよりも、表意者が誤信するような誘導がおこなわれたと評する方が実態にあっているとみられる場合に錯誤無効を認めた裁判例も相当数存在する（「誘導型」）。ただ、この場合も、相手方が積極的な働きかけをした結果、表意者が錯誤に陥っているわけであるので、これもまた、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合にあたとみることができる。

### (2) 利用型

これに対して、以上のように相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したのではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを相手方が利用したとみられる場合に錯誤無効を認めた裁判例もいくつか存在する。そこでは、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが錯誤無効を導く決め手になっているとみることができる。

## 2. 「動機の錯誤」に係る規定の明文化の方向

「動機の錯誤」に関する判例の状況は、以上のとおりであるが、これを「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする」という現行民法95条本文から読み取ることが不可能といわざるをえない。第86回会議提出資料でもくわしく紹介したとおり、個々の裁判例で錯誤無効を認めるために援用される理由づけにばらつきがみられたり、時として不自然な理由づけがおこなわれたりしているのは、明確な判断基準が目に見える形で提供されていないことによると考えられる。少なくとも判例の立場を是認するのであれば、実務の安定化をはかるために、それを読み取ることができるような規定を明文化する必要がある。

## 1) 法律行為の内容型に対応する準則の明文化

まず、法律行為の内容型に関しては、部会資料76Aの2「動機の錯誤」(1)のように、「動機が法律行為の内容になっているとき」という要件を定めるべきである。判例の一般的な定式化のうち、「動機が表示されて」という部分は、裁判例を子細にみると、現実には錯誤無効を認めるための決め手になっていないと考えられ、これを明文化することは適当ではない。

第76回会議に提出した筆者の意見書「民法（債権関係）部会資料66A『民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(1)』及び66B『民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(3)』に係る意見」（以下では「第76回会議提出意見書」という。）でも述べたとおり、このことは、理論的にも正当化が可能である。現在の一般的な理解によると、法律行為をする際に、その前提となる事実について認識を誤っても、それは各当事者のリスクに属するのが原則である。それぞれの当事者は、事実についての認識を誤り、不利益をこうむらないようにするために、自ら情報を収集し、事実について正確な認識を得る必要がある。このように、情報収集に関する自己責任の原則を前提とした上で、現実の事実に関するリスクを相手方に転嫁することを正当化するためには、それが合意の内容となっていることが必要と考えられる。そのような合意がされたときには、表意者は、事実を誤って認識したときでも、そのリスクを負う必要はなく、意思表示の効力を否定することができる——相手方が、自らした契約の効力を否定されるというリスクを負担する——と考えるわけである。これによると、基準となるのは「法律行為の内容」になっているかどうかであり、それと離れて特に「表示」を要求する意味はない。したがって、「動機の錯誤」を理由として意思表示の効力を否定するための要件としては、その認識が「法律行為の内容」になっているというだけで足りると考えられる。

## 2) 相手方の態様型に対応する準則の明文化

もっとも、以上のように法律行為の内容型に対応する準則を明文化するだけでは、現在の判例のすべてを尽くすことはできない。相手方の態様型に対応する準則もあわせて明文化することが不可欠である。

### (1) 惹起型に対応する準則

第86回会議提出資料でくわしく紹介したように、相手方の態様型に関する従来の裁判例の大半は、惹起型に関するものである。そのうちの多数を占めるのは、相手方の誤った表示により表意者が動機の錯誤に陥る場合であるが、相手方が誤った表示をしたというよりも、表意者が誤信するような誘導をおこなった場合も少なくない。したがって、中間試案第3「意思表示」2「錯誤（民法第95条関係）」(2)イのように、錯誤が「相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき」に限定するのは適当ではない。むしろ、現在、法制審議会でも検討されているように、「動機の錯誤が相手方によって惹起されたとき」という要件を定める方が適当である。ただ、相手方が誤った表示をした場合がその代表例であることは確かである。したがって、例えば「動機の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたときの他、相手方によって惹起されたとき」というように、これを例示して規定することも考えられる。

これも第76回会議提出意見書で述べたように、このような規定を設けることは、理

論的にも正当化が可能である。上述したように、情報収集については自己責任の原則が妥当し、情報収集に失敗するリスクを相手方に転嫁するためには、それを合意の内容にしたことが必要とされる。しかし、相手方が事実と異なることを表示するなどして、表意者の錯誤を惹起した場合は、相手方が表意者の意思決定を侵害したとみることができる。この場合は、そのような情報収集の失敗を惹起した相手方がリスクを負担すべき理由があると考えられる。

## (2) 利用型に対応する準則

問題は、利用型に対応する準則をどうすべきかである。

法律行為の内容型に対応する準則と惹起型に対応する準則を明文化するだけでは、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したのではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを利用したとみられる場合に意思表示の効力を否定するための手がかりが規定の上では示されないことになる。しかし、このような場合に意思表示の効力を否定することを是認するのであれば、そのための手がかりを明文で示すことが少なくとも望ましいということができる。

上記のように、従来の裁判例をみると、相手方が表意者が動機の錯誤に陥っているのを単に「利用した」というだけで錯誤無効が認められているわけではなく、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが決め手になっているとみることができる。これを定式化するならば、例えば、「相手方に係る事項について表意者が誤認をしている場合において、相手方がそのことを知り、又は容易に知ることができたとき（ただし、相手方が表意者に対し、当該事項について真実を告げたときを除く。）」と定めることが考えられる。

もともと、第86回会議提出資料でみたように、利用型に属するとみられる裁判例の数は乏しく、少なくとも立法化に熟したほどの判例法理が形成されているとみることができるかどうかについては、異論の余地もあるだろう。問題となる事例の集積が進めば、さらに限定を加える必要や、逆に別の要因が備わる場合にも広げる必要が出てくる可能性は否定できない。そのような考慮から、利用型については明文化を見送り、今後の解釈に委ねることも、選択肢としてありうる。

その際の解釈の手がかりとなりうるのは、上述した惹起型に関する規定である。相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合に、意思表示の効力が否定されるのは、相手方が表意者の意思決定を侵害したとみることができるからである。表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、そのまま自己に有利な契約をする場合は、表意者の錯誤を正すことが要請されるのに正していない点で、相手方が表意者の意思決定を侵害した場合と同視することができる。利用型に関する規定の明文化についてコンセンサスが得られないとしても、このような解釈の可能性を残すために、少なくとも惹起型に対応する準則を明文化しておく必要があるというべきだろう。

## 3. 「動機の錯誤」という用語の当否

最後に、以上の規定を明文化するにあたって、「動機の錯誤」という用語を用いるべ

きかどうかということについても、意見を述べておく。

第86回会議でも問題とされたように、これまでの審議を振り返ると、中間試案の段階までは、「動機の錯誤」という用語を使わず、「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤」がある場合という表現が用いられていた。これに対し、中間試案の後、部会資料66Bでは、「いわゆる動機の錯誤」という用語が用いられ、部会資料76Aでは、「意思表示の動機に錯誤があ」る場合という表現で提案が定式化されている。「動機の錯誤」という用語は一般に確立した用語であり、実務でも広く用いられていることがその背後にあると推測される。

この「動機の錯誤」という用語は、もともと「意思表示は、動機に導かれて、一定の効果意思が形成され、その効果意思を表示しようという表示意思を媒介として、表示行為がおこなわれる」とみる伝統的な意思表示理論を前提としている。そのため、かりに「動機の錯誤」という用語を明文化するならば、この伝統的な意思表示理論を採用することをあらためて明示するという意味を持つと受けとめられる可能性がある。しかし、このような伝統的な意思表示理論の当否については、賛否両論があるところであり（これを強く批判するものとして、平井宜雄「法律行為前注」川島武宜=平井宜雄編『新版注釈民法(3)』（有斐閣、2003年）38頁以下を参照）、現在においてあえてその採用を明文で示す必要があるとは考えられない。

しかも、この伝統的な意思表示理論によると、「動機」とは、「効果意思」に含まれないものとして位置づけられる。「動機」が「法律行為の内容」になったときという判例の定式がわかりにくいと感じられるのは、「動機」という用語がこのような伝統的な意思表示理論に由来するところにその一因があるとみることができる。しかし、「法律行為の内容」になったときという要件が判例上確立したものであり、また、上述したように、理論的にも正当であるとするならば、むしろ「動機の錯誤」という用語を見直し、より適切な用語に置き換えることが望ましいというべきである。

「動機の錯誤」のポイントは、意思表示をする際に、表意者が事実を誤って認識したことにある。つまり、表意者の事実認識と現実の事実との間に齟齬があることが、ここでいう「錯誤」である。その意味で、これはむしろ「事実錯誤」と呼ぶ方が内実をあらわしている。そのように理解するならば、「動機の錯誤」に関する準則を明文化する際にも、例えば、「目的物の性質その他当該意思表示の前提となる事実を誤って認識した場合」と定めることが適当というべきだろう。